

様式第2号(第7条関係)

会議の開催結果

1 会議の名称	令和7年度第3回 さいたま市情報公開・個人情報保護審議会
2 会議の開催日時	令和8年1月28日(水曜日) 午後1時30分～午後2時30分
3 会議の開催場所	西会議棟 第7会議室
4 出席者名	審議会委員 馬橋 隆紀(会長) 芝 園子 島崎 明彦 依田 英男 井山 道代 吉野 喜八 野田 和美 星野 宏充
5 欠席者名	
6 議題及び公開又は非公開の別	(議題) 【議案】 (1) 議案第3号 特定個人情報保護評価書について (事務の名称 地方税賦課徴収に関する事務) 【報告】 (1) さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について(令和7年11月～令和7年12月分) (2) 個人情報の保護に関する法律第68条に基づく漏えい等の報告について (公開・非公開の別) 公開
7 非公開の理由	
8 傍聴者の数	0人
9 審議した内容	議題について審議・報告を行いました。
10 問合せ先	総務局 総務部 行政透明推進課 電話番号 048-829-1118(直通)
11 その他	

発言者	発言内容
1 開 会	
事務局	<p>本日は御多用のところ、委員の皆様には御出席を賜り、誠にありがとうございます。</p> <p>本日の定足数ですが、定員 8 名のところ 8 名出席しておりますので、会議は成立しております。</p> <p>なお、本日の審議会でございますが、さいたま市情報公開・個人情報保護審議会条例及びさいたま市附属機関等の会議の公開に関する要綱に基づき、公開の会議となっておりますが、傍聴人の方はいらっしゃいません。</p> <p>初めに、配付資料の確認をさせていただきます。まず、本日の次第でございます。次に、既に委員の皆様へ送付させていただいております議案第 3 号 特定個人情報保護評価書について（事務の名称 地方税賦課徴収に関する事務）、報告資料（2）個人情報の保護に関する法律第 6 8 条に基づく漏えい等の報告についてでございます。</p> <p>なお、報告資料（1）のさいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について（令和 7 年 1 月～令和 7 年 1 2 月分）に係る資料につきましては、お手元のタブレット端末に資料を用意しておりますので、後ほど御確認いただきます。</p> <p>では、配付しております資料をお持ちでない方がいらっしゃいましたら、こちらに予備がございますので、お申出ください。よろしいでしょうか。</p> <p>（資料確認）</p>
事務局	<p>よろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>それでは次に、データ資料の確認方法について担当から御説明させていただきますので、よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、データ資料の確認方法について御説明させていただきます。</p> <p>お手元のタブレット端末を御覧ください。ただいま報告資料（1）が表示されております。画面を指で上にスライドするとページをめくることができます。本日の審議会報告資料（1）につきましては、タブレット端末上のデータ資料のみでの取扱いとなりますので、当該議題中は端末にて資料を御確認ください。その他の議題につきましては、お手元の紙資料を御覧ください。</p> <p>以上がデータ資料の確認方法についての御説明となります。今の時点で何か御不明な点等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。</p> <p>〔「はい」と言う者あり〕</p>
事務局	<p>では、データ資料の確認方法の御説明につきましては、以上とさせていただきます。</p>

審議中にお困りのことがあれば手を挙げていただければ対応いたしますので、遠慮なくお申し付けください。

2 議 題

議案第 3 号 特定個人情報保護評価書について（事務の名称 地方税賦課徴収に関する事務）

事務局 それでは、議題に入らせていただきます。本日は議案が 1 件、報告事項が 2 件となります。

それでは、議題に入らせていただきます。これからの議事の進行につきましては、審議会条例第 6 条第 1 項で会長が議長となることと規定しておりますので、よろしくお願いいたします。

議長 どうもお寒い中、御苦労さまでございます。今日の議案は通算で第 3 号になり、これについて審議するというところでございます。特定個人情報保護評価書についてというところでございます。

では御担当の方に、入室していただいでください。

〔実施機関入室〕

議長 よろしいですか。どうも御苦労さまです。では所属等とお名前をお願いします。

実施機関 税制課の栄田と申します。よろしくお願いいたします。

実施機関 同じく税制課の塚田と申します。よろしくお願いいたします。

実施機関 同じく税制課の宮内と申します。よろしく申し上げます。

実施機関 関係実施機関として出席しておりますデジタル改革担当の青柳と申します。よろしくお願いいたします。

議長 それでは、御説明をお願いいたします。

実施機関 議案第 3 号の地方税賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書について税制課より説明させていただきます。

まず、特定個人情報保護評価の制度について説明いたします。資料 1 の 1 ページ上段、特定個人情報保護評価とはの枠内を御覧ください。特定個人情報保護評価とは、国の行政機関や地方公共団体などが、特定個人情報ファイルを保有しようとするときに、個人のプライバシー等の権利、利益に与える影響を予測した上で特定個人情報の漏えい、その他の事態を発生させるリスクを分析し、そのようなリスクを軽減するための適切な措置を講ずることを自ら宣言するもので、その結果を記載した書面が今回御審議いただく特定個人情報保護評価書となります。

また、ここでいう特定個人情報ファイルとは、個人情報を含む情報の集合体で、個人情報を検索することができるように体系的に構成したもので、電子データと紙ファイルの両方を含むこととなります。

続いて、1つ下の評価の目的を御覧ください。このような評価を行う目的としては、枠内の2つ目の丸にありますとおり、個人のプライバシー等の権利利益の侵害の未然防止、国民、住民の信頼の確保にあります。

さらに、その下の評価の実施主体を御覧ください。評価の実施を義務づけられているのは、①から⑥に掲げられている者のうち、枠内下から2行目にありますとおり、特定個人情報ファイルを保有しようとする者又は保有する者とされております。地方税賦課徴収に関する事務は、実施主体がさいたま市長であるため、②、地方公共団体の長その他の機関に該当しまして、特定個人情報保護ファイルを保有していることから、評価の実施主体となります。

続きまして、左下の評価の対象を御覧ください。評価の対象につきましては、特定個人情報ファイルを取り扱う事務とされております。右側中段の特定個人情報保護評価の流れを御覧ください。しきい値判断でございますが、評価は対象となる事務によってどの程度詳細に行う必要があるかが異なりまして、その判断基準がこのしきい値判断の枠内に示されております。①の対象人数とは、特定個人情報ファイルに記載されている個人の数、②の取扱者数とは、特定個人情報ファイルを取り扱う事務に関与する職員の数を表します。地方税賦課徴収に関する事務は対象人数が多いため、しきい値判断の右から2番目に該当いたしまして、基礎項目評価書に加えて全項目評価書の作成が義務づけられております。特定個人情報保護評価書のうち、基礎項目評価書は、個人情報保護委員会に提出した後、公表することとされておりますが、全項目評価書は、さらにその下の3つ横並びの枠のうち真ん中の枠にありますとおり、評価書を公表する前にパブリックコメントを実施した上で個人情報保護審議会による第三者点検を受けることとされております。

続きまして、その下の実施後の手続を御覧ください。特定個人情報保護評価においては、評価書の修正や評価の再実施についても定められており、枠内の1つ目の丸にありますとおり、特定個人情報ファイルの取扱いに重要な変更を加える場合には、評価の再実施が義務づけられております。また、枠内の下から2番目以降にありますとおり、少なくとも1年に1回は評価書の見直しを行いまして、評価の実施から5年経過する前には評価の再実施を行うよう努めることとされております。今回につきましては、地方税賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書が前回の評価を実施した令和3年2月4日から5年を迎えることから、個人情報保護評価の再実施を行うものです。

資料1を1枚めくっていただいて、第三者点検という表題のページを御覧ください。左側の一番上の丸にありますとおり、地方公共団体等が全項目評価を実施する際には、

個人情報保護委員会へ全項目評価書を提出する前に第三者点検を受ける必要があります。第三者点検に当たりましては、左側の一番下の丸にありますとおり、個人情報保護委員会の審査の観点から参考とされており、右の枠内に審査の観点について規定する指針を記載しております。特定個人情報保護評価の適合性、妥当性を客観的に担保するため、本日は貴審議会において御審議をお願いいたしますが、適合性につきましては、右側の枠内の上から6行目、片仮名のア、適合性以降に示されているとおり、この指針に定める実施手続等に適合した評価を実施しているかという観点。また、妥当性については、同じ枠内中段、片仮名のイ、妥当性以降に示されているとおり、評価の内容はこの指針に定める評価の目的等に照らし、妥当と認められるかという観点に基づいて御審議いただくこととなります。

資料1の次のページを御覧ください。こちらにはさいたま市で全項目評価を実施している事務の一覧を示しております。左側の評価書番号2の地方税賦課徴収に関する事務の右端を御覧ください。事務所管課欄に4つの課が列挙されておりますが、税制課が4課を代表しまして地方税賦課徴収に関する事務全体について御審議をお願いするものでございます。

続きまして、資料2の1枚目の裏面、評価書の内容を御覧ください。こちらは評価書に記載されている内容を簡単に示したものになります。今回御審議いただく評価書の修正内容に入る前に、地方税賦課徴収に関する事務に係る特定個人情報保護評価書の概略について、資料5に基づいて説明いたします。

資料5の3ページ目の上段を御覧ください。一番上のローマ数字I、基本情報の下に、1特定個人情報ファイルを取り扱う事務とある中の②の事務の内容の右の欄にローマ数字のIからVで列挙してありますとおり、地方税賦課徴収に関する事務とは、個人住民税、軽自動車税、固定資産税の賦課に関する事務と滞納整理、収納に関する事務を総称したものとなっております。

また、同じページの一番下の3特定個人情報ファイル名には、それぞれの事務で取り扱う5つの特定個人情報ファイル名を示しております。

続きまして、4ページを御覧ください。このページには地方税賦課徴収に関する事務で、特定個人情報を取り扱う必要性について記載されております。主なものとして、上から2行目の、数字の1から始まる行にありますとおり、課税資料に個人番号の記載が求められていることや、4行下の数字の2から始まる行に記載がありますとおり、本人確認の際に個人番号の確認が求められていることが記載されております。

次の5ページには、特定個人情報を取り扱うことにより記載されるメリットについて記載されております。主なものとして、上から2行目の、数字の1から始まる行に

ありますとおり、添付資料の省略など手続の簡素化を実現することや、4行下の数字の2から始まる行にありますとおり、所得や扶養情報を正確に把握し、より公平で正確な税負担ができることが記されています。

続いて、66ページをお願いいたします。66ページのローマ数字のⅡの、特定個人情報ファイルの概要を御覧ください。このページから165ページまでが各事務によって取り扱う特定個人情報ファイルについて、記載されている内容やその入手方法について記載しております。

例えば66ページは、個人住民税特定個人情報ファイルの説明になりますが、ページ中段左側の④記載される項目の中の主な記録項目や、その下の妥当性の項目で、こういった個人情報をなぜ収集するのかが説明されておりました。さらに次のページ、67ページでは、①入手元や、②入手方法といった内容を説明しております。個人住民税は、申告を受け付けする関係で、66ページ中段の主な記録項目が多岐にわたっておりますが、5業務ですと個人番号、その他識別情報、誤情報、連絡先などが共通しております。それぞれの入手方法等を説明しています。

続いて、166ページを御覧ください。特定個人情報を取り扱うことは、メリットがある一方で、リスクも存在するため、そのリスク対策についての内容になります。入手時、使用时、委託時、保管、消去時などそれぞれの場面におけるリスクの内容とその具体的な対策の内容について記載しております。

以上が地方税賦課徴収に関する事務における特定個人情報保護評価書の大まかな記載内容になります。

続きまして、今回御審議いただく評価書の修正内容について御説明いたします。資料2の2枚目、一番上に前回からの主な変更箇所と記載してあるページを御覧ください。前回令和3年2月4日に実施した後は、重要な変更にあたる変更はありませんでしたが、1年に1回の評価書の見直しにおいて、軽微な修正は多数行われております。軽微な修正の多くは、法令の改正による参照条文の変更ですとか、組織改正による組織名の変更などであり、全て説明することはできないため、主な変更箇所をこのページと次のページに示しております。

それでは、ただいま御覧いただいている前回からの主な変更箇所の5つの項目につきまして、上から順に御説明いたします。資料5の16ページをお願いします。ローマ数字のⅤ収納業務のうち、中段より少し上にあります、2収納消し込み事務に、「(6)スマホ決済による入金」が追加されております。これは、税金の支払い方法にスマホ決済が追加されたことによる修正となります。この修正に伴いまして、64ページに図がありますが、64ページの図の左上の左から2番目の下向きの矢印、字が小さい

ですが、②納付の先にもスマホ決済（アプリ）が追加されております。

続きまして、先ほどの前回からの主な変更箇所の2番目に移ります。97ページをお願いいたします。6 特定個人情報の保管・消去というページになります。こちらの①保管場所と、③消去方法を御覧ください。政府が運用しております中間サーバー、プラットフォームが、データセンターからクラウドサービスに移行したことに併せて表記を修正しております。なお、この修正に当たっては、政府より修正内容の例文が示されておりました、この①の記載も⑥の記載もこの例文のとおり修正しているところでございます。

続いて、前回からの主な変更箇所の3番目と4番目について説明いたします。166ページをお願いいたします。特定個人情報の入手経路が追加されたために、目的外の入手が行われるリスクを防止するための措置として、このページと次の167ページに、8 マイナポータル（サービス検索・電子申請機能）からの入手時という項目を追加しております。

続きまして、最後の主な変更箇所の5番目について御説明いたします。184ページをお願いいたします。開示請求、問合せというページになりますが、税制課が特定個人情報を取り扱う課になったことから、ページ下部の、2 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せの、①連絡先を市民税課から税制課に変更しております。

以上が前回からの主な変更箇所の説明となります。

最後に、資料6ですが、資料6につきましては、昨年11月21日から12月22日にかけて実施いたしましたパブリックコメントの意見募集結果となります。期間中に提出された意見はございませんでした。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくをお願いいたします。

議長

御苦労さまでした。

教えていただきたいのですが、リスクへの対策は十分かというのが167ページの最後のところに出ていますよね。これは、「十分である」というのが今回の答えであって、答えの選択肢は3つあると、こういうことでしょうか。

実施機関

そうです。

議長

これはもう既に実施した評価の結果なのですか。

実施機関

そういうことになります。

議長

けれども、さきの説明でいくと、新たに何か加えることにしたのでしょう。

実施機関

はい。

議長

それは十分であると評価はできないわけですよね。まだ審議会を通過していないのだから。そうではないの。

実施機関 そうですね、我々としては十分であるという評価です。

議長 評価はともかくとして、まだこちらから意見を出さなければいけないのですよね。

実施機関 はい、そうです。

議長 意見が出ていないのに、すでに評価を完了しているところがよく分からないのですが。評価した結果もすでに出ているのが、ちょっとどういうことなのか。

実施機関 我々としては、この左側のリスクに対して、右側の167ページの8番のリスク防止の対策を取っておりますというところで、評価書としては作らせていただいております。

議長 けれども、評価の項目が増えているのでしょうか。増やそうとしているのでしょうか。

実施機関 増えた対策として、我々としては記載の対策を取っておりますというところです。我々が取ったこの167番の対策が十分か十分ではないかということをごちらの審議会のほうで判断していただくということになります。

議長 それと同じように評価が出ているのはほかにあるのですか。記載の対策に対して十分である、十分でないとか。

実施機関 十分であるというのは、例えば次の168ページの一番下に、リスクへの対策は十分か、十分である。171は全ての項目にリスクとその対策について記載されておまして、結論としては、我々としては十分であると認識しているということになります。

議長 そして、ここでやるべきことは、十分であるかどうかについて判断するのではないよね。

実施機関 はい。新たな事務に対する審議ではなくて、通例この形でやっておりますというのを5年間続けてきているのですが、そこにおいて何か不十分な点がないとか、そういった観点です。1個1個の事務を御検証くださいということではなくて、このやり方、我々のスタンス、その辺りに何か不十分な点はないでしょうかということをご点検いただくということです。

実施機関 この審議会に諮るのは主に3つありまして、資料1の1枚目の右下に記載がございしますが、今回は重大事故が起きたわけでもなく、新たな事務が発生したわけでもなく、定期の5年間に1度はやらなければいけないという決まりがありますので、その5年に1度の点検になります。観点としては、次のページの右側の、アの適合性、イの妥当性というところがこの全体として適正か十分かというところをご審議いただくということになっております。

議長 ということだそうですね。皆さま、よろしいですか。

星野委員 そうしますと、今回は5年に1回の見直しの期日が来たので、その評価書について

第三者の判断を求めるといことですね。重大な変更があった場合など、幾つか要件があるところ、今回は重大な変更には当たらないといことによろしいわけですか。

実施機関 はい、そのとおりでございます。

星野委員 たまたまその軽微な変更の中に、マイナポイントから情報を入手することができるようになったので、项目的に追加したといことよ、追加項目全体の適合性については、原則として十分であるとい認識で示されているといことよいいのですか。

実施機関 そうですね、そのとおりでございます。ただ、この規則とか要綱で定められている重大な変更で、この審議会にかけなければいけないとい内容はないうことよでございます。

星野委員 マイナポイントの情報入手といのは、重大な変更には当たらないわけですか。かなりの項目がありましたけれども。

実施機関 マイナポータルからの入手といのがあるのですけれども、これは実際まさに今始まったばかり、住民税の申告で提出するといのが始まったのですが、情報の経路として、マイナポータルで1回ログインしていただいて、そこから申請を送っていただくといような形になるので、その入手経路が、新しい経路が追加されたよという内容になります。

星野委員 会長が気にされているのは、第三者点検で審議した中身が適合ですよといことよ答申を受けて、最終的に公にされるわけなのでしょうけれども、審議する資料の中にあらかじめ十分であるとい記載内容が書かれてしまっていて、実質的な審議の対象になっているのかな、なっていないのかなといところに疑問を持たれたのではないかと思ふのですが、その点については、事務手続的には、案を出されているとい認識によろしいのでしょうか。

実施機関 そうですね、この評価書自体が個人情報を取り扱うに当たって、こういった個人情報を取り扱うのだけれども、こんなにこういうリスク対策をしていますかといのをこちらの事務方が宣言するといものになりますので、十分なリスク対策をしていますよとい宣言をしているのです、事務としましては。それについて本当に十分かどうかですとか、その審議といことよになります。

議長 こういう内容でチェックしていきますとい宣言だよね。こういう項目によろしいかどうかと。改正したから、これでやっていきますけれどもどうかといふに判断すればいいのですか。まだここで意見出していないものを、十分であると判断するのはおかしいのではないかといったのはそこなのですよ。

依田委員 自己評価をしたので、その自己評価を信じて審議するといことよですね。

星野委員 本来的には、入手経路など、リスクの項目が新たに追加になったときは、それに対

する対応策を、こういう形で対応しますということを御説明いただいた上で、それを事務方としては十分だというふうに判断していますと、ついてはこの場で御審議願います、というふうな振り方になるのだと思うのですけれども。

依田委員 何か重大なミスがないように確認する、そういったところでしょうか。

議長 その他何か御意見ありますか。

島崎委員 質問ではなく意見としてお聞き願いたいのですが、前回からの主な変更点の1番のところ、スマホ決済による入金を追加しましたという御説明があったと思うのですが、分かりやすいのが16ページの真ん中の1番から6番まであって、(6)番、「スマホ決済による入金」というのを追加しましたという御説明だったと思うのですが、これは公文書なので、スマホというのは、スマートフォンの略だと思しますので、どちらかというと「スマートフォン決済による入金」のほうがよろしいのかなというふうに思いました。どうしてかというのは、(2)で「コンビニエンスストアからの入金」と書いてあるのです。今はコンビニエンスストアと言う人はいないと思うので、普通の会話ではコンビニですから、スマホもスマートフォンかなと思いました。

依田委員 私も同感でした。拝見していて、ちょっと整合性がないかなと。

議長 この点で同じところがあるのですけれども、別表がついていましたよね。何ページでしたか。図がついているもの。

実施機関 64ページです。

議長 ちょっと気になったのだけれども、こちらは、スマホの後に「(アプリ)」というのをつけているのですよ。

実施機関 はい。

議長 これは合わせる必要はないのですか。

依田委員 おそらく言いたいのは、スマートフォンの中のアプリで決済しますよという、そういうスマートフォンで決済するというよりは、中に入っているアプリの機能で決済しますよと、それを言いたいのかなと。

星野委員 そのアプリは税務課のほうで発行するような形になるのですか。

実施機関 国のほうです。細かく説明させていただきますと、スマホ決済というのは、既に国の資料とかで使われていて、スマホ決済で1つの用語というような形になってしまっているというのがあります。ですので「(アプリ)」の部分は、確かに我々も感じるところがあるのはおっしゃるとおりなのですけれども、そのスマホ決済というのが、いわゆるPay Payとかあとはそれ以外の、そういった決済方法を指します。

議長 国の文章にある言葉をそのまま使いましたということですね。

実施機関 国の文章で結構スマホ決済、つまり逆にスマートフォン決済というふうになってい

るのもありますし、いろいろ「フォン」が「ホン」になっていたり、多少違いがありまして、比較的一般的なスマホ決済というのを使っているようです。

島崎委員 コンビニエンスストアとはちょっと整合性があるのかどうか、と思っただけです。

議長 その他、何かお気づきになった点とか、関連する質問でも構いません。これを御覧になっていただいて、何かございますか。いかがでしょうか。

議長 対策は十分かのところで、特に力を入れているとか、逆に課題が残されているところ、そういう評価をした部分はあるのですか。

実施機関 特に力を入れているという評価に関しましては、資料5の174ページ中段の再委託による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの確保のところ、この文言を使っているのですが、というのも、実は資料1の前のほうなのですが、全項目評価の一覧がありまして、2番が地方税賦課徴収に関する事務、今回の事務なのですけれども、これが過去の再実施が令和元年10月1日、令和3年2月4日と、過去2回やっているので、これは5年の定期のものではなくて、令和元年10月1日のときは、実は重大な事故というものがあって、その対応としてこの審議会に諮ったという経緯があります。その内容が、我々が給与の支払報告書、データ入力する作業をある会社に民間に委託をしたのですが、その会社が許可なく再委託をしてしまった、再委託自体はやってはいけないものではないのですが、市に許可を得て再委託をすればよかったのですけれども、その市の許可を得ずに再委託をしてしまい、その結果漏えいということになり、重大事故に該当するというので、この審議会に諮ったという経緯があります。それを受けて、特にこの再委託等に力を入れると。十分に行っているから、特に力を入れて行っているに変更したということがありまして、このような記載になっております。

議長 幾つかの委託事務の中で、そのまま再委託がルーズになされていたことがあって、税務だけの問題ではなくて、何かいっぱいその関連が出てきたとかありましたけれども。大変失礼だけれども、事故なんかあると新たな点検項目が増えてくるというか、そこで気づかされていく感じでしょうか。

ほかに何か意見ございますか。御意見なければ、了承したということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

議長 では、そのようにさせていただきます。どうも御苦労さまでした。

〔実施機関退室〕

議長 特定個人情報保護評価書の内容は難しいものですから、うまく説明してくださいと頼んでおいたので、今回は非常に分かりやすい説明でした。だんだんよくなって改善

されてきています。これからも結構出てくる余地あるのですよね、これと同種の議案が。仕組みはお分かりになったかと思います。そういうことでよろしゅうございますか、この議題は。

〔「はい」と言う者あり〕

議長 では、これは終了ということといたします。

報告事項

(1) さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について
(令和7年11月～令和7年12月分)

議長 では、報告事項に入るということでよろしいでしょうか。
それでは、事務局どうぞ。

事務局 はい。報告事項1のさいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例に係る個人情報取扱事務の報告について事務局から説明いたします。タブレットを御覧ください。
この報告は、さいたま市個人情報の保護に関する法律施行条例第3条の規定に基づき、市長から本審議会宛てへの報告でございます。報告資料(1)を御覧ください。
1ページ目は、令和8年1月13日付の市長から本審議会宛ての報告になります。こちらは、令和7年11月1日から12月31日までに届出がありました。個人情報取扱事務開始届出書、変更届出書及び廃止届出書となりまして、件数はそれぞれ開始が20件、変更が60件、廃止が6件でございます。なお、各届出書は6ページから91ページまでに掲載されております。
報告は以上となります。

議長 御苦労さまでした。この前、これは説明したように、新たな事業を始めるのでこういう情報を収集しますよと。それに当たって、事務によって、先ほどのような注意をしていきますよというのが最初の議題につながるころなのですけども。何かご意見ございますか。

議長 これは、時期的に、いつ頃になると増えるのでしょうか。新しい事業年度になると増えるのですか。

事務局 やっぱり新しい事業年度になると新規事業が始まりますから、それに合わせて届出も多くなります。組織の変更もあり、それに合わせての事務の移管等もありますから、そういったところでの届出が多く出てきます。

議長 そういってございます。これはタブレットになってもよろしいでしょうか。印刷が削減できるでしょう。ただし、確認が難しいということで、紙に戻すとなった場合はご迷惑をかけてしまうかもしれませんが、事務局の方よろしく願いいたします。
そのほか、よろしいですか。

では、次の報告について、事務局どうぞ。

(2) 個人情報の保護に関する法律第68条に基づく漏えい等の報告について

事務局 次は、報告事項(2)の個人情報の保護に関する法律第68条に基づく漏えい等の報告について事務局から説明させていただきます。

お手元にごさいます報告資料(2)、個人情報保護法第68条に基づく漏えい等の報告について、配付資料を御覧ください。

令和5年4月1日から個人情報保護法の改正に伴いまして、一定の要件を満たす保有個人情報の漏えいがあった場合に、個人情報保護委員会への報告が必要となりました。

対象となるものは次の4つでございます。1つ目は、病歴、障害などの要配慮個人情報が含まれている場合、2つ目といたしまして、クレジットカード番号など財産的な被害のおそれがある場合、3つ目としまして、不正アクセスなど不正の目的による場合、4つ目は、100人を超える漏えいが発生した場合となっております。

次に、報告資料(2)の3ページを御覧ください。こちらの令和7年11月から令和7年12月末までの期間に発生した報告対象事案でございます。今回は該当が1件ございましたので、御報告させていただきます。

ナンバー1、令和7年12月10日覚知、進学予定に係るアンケートの回答の漏えいについてでございます。本件は、市内の市立小学校において、6年生の保護者を対象とし、グループウェアで実施した進学予定に係るアンケートのリマインドの際に、誤って職員間共有用データのURLを掲載してしまい、138名の氏名やクラス、性別及び中学受験の有無などの回答が閲覧できるような状態になってしまい、個人情報が漏えいしたものでございます。この事案は、100名を超える漏えいということから、報告の対象になったものでございます。

説明は以上になります。再発防止に向けて委員の皆様から御意見をいただけたらと思います。

議長 いかがでしょうか。ごく最近の話ですね。何かございますか。

芝委員 前も学校関係で漏えいがありましたよね。

議長 誤ってというのはちょっと。

星野委員 チェック体制だとかそういうことなのですよ。ワンクリックで行ってしまいますから、こういうのは。

議長 止まらないですからね。くれぐれもこの報告がないことが望ましいので、今後よく注意をしていただきたいということだと思います。

吉野委員 この対応としてはどういった対応でしょうか。

事務局　　まず、保護者のほうには説明会などを開催いたしまして、謝罪等を行っております。今後としましては、教育委員会のほうから市立学校長のほうに通知のほうをして、事故防止について連携とするということと、あとは再発防止策を教育委員会のほうから指示するという形で報告を受けております。ほかにもこちら全教職員を対象に、情報セキュリティーに係るチェックテストを実施し、再発防止に取り組んでおります。

井山委員　　これは、事件が起こったのは公立ですか、私立学校ですか。

事務局　　公立学校です。

星野委員　　私立中学校へ進学したい児童生徒がどのくらいの比率を占めるのかという実数把握をしたいということも含めて、保護者宛てにアンケート調査を実施したということなのですか。

事務局　　基本的にクラス編制の人数として、中学校にどれぐらいの生徒が集まってくるのか、クラスを増やしたり、人事配置であったり、そういった管理運営上の手続の一つということで、学校側がよくやっている手続の中の一つです。

芝委員　　受験が終わったら、いずれ何か明らかになる可能性はありますよね。

星野委員　　そうですね。

芝委員　　受験しましたと言っているけれども、どこにも受からなかった人がいたりする、ばれてしまったりすると気の毒かなという感じがします。

井山委員　　秘密裏に進めたいという方が多いですね。

芝委員　　そうですね。あとやっぱり本人にとっては不合格知られると嫌ですよね。前も申し上げましたけれども、何かを誰に公開するかというのを簡単に決められてしまうような、そういう仕組み自体が本当はよくないですね。少しの違いだけでも、結果が全然違ってきてしまう、そういう仕組みそのものですね、きっと。

議長　　慎重に取り扱うべきであったことは事実ですね。その他、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

〔「はい」と言う者あり〕

議長　　では、こちら議案の報告は終わります。

事務局　　御審議ありがとうございました。次回の審議会でございますが、令和8年3月18日水曜日午後1時半を予定しております。改めて事務局から開催通知を送付させていただきますので、よろしく願いいたします。

事務局からは以上でございます。

議長　　では、これで終了とします。どうも御苦労さまでした。